

野田市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年9月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
12番 宇佐見稔久	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第4号 農地法第30条に基づく農地利用状況調査の実施報告について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第9回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、13番吉岡清美委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一 異議なしの声多数 一

異議なしと認めます。

4番 川辺 茂 委員

7番 齊藤 和夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、申請番号7番から16番は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の申請番号16番から20番と不可分の案件のため一括して審議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で3909平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、規模縮小のため、譲受人は、種子生産実施のためとなっております。

譲受人は法人ですが、農地法第2条第3項が定める農地所有適格法人の要件を満たしているため、法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、9月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番、議案第4号申請番号1番から12番、15番については宇佐見委員、議案第1号申請番号2番から16番、議案第4号申請番号13番、14番、16番から21番については石塚委員がご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について宇佐見委員から報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、吉春字向原の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2369平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字前村の畑3筆で肥培管理した農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆で6300平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和下の田2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で412平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、船形字昭和上の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番、6番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番、6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で1727平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号5番、6番について報告します。

申請地は、尾崎字堀尻の畑4筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番から16番は議案第4号の申請番号17番から21番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 本案件は農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。

農地については、法人が農地を借り受け、営農を継続し、営農する法人とは別の法人が太陽光発電事業を行います。

まず、議案第1号申請番号7番から11番についてご説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

この案件は太陽光発電設備の下部の農地を法人が借り受けるために申請されたものです。

申請地は、畑11筆で6487平方メートルの内6443.66平方メートルとなっており、権利の内容は、賃借権設定です。

賃借権を設定する面積が全体ではないのは、支柱の部分や太陽光発電設備を設置する部分は除いているためです。

譲受人は法人ですが、農地法第2条第3項が定める農地所有適格法人の要件を満たしているため、法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

次に、議案第1号申請番号12番から16番についてご説明いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。

この案件は、太陽光発電設備の下部の農地の空中に区分地上権を設定するために申請されたものです。

申請地は、畑11筆で6487平方メートルとなっており、権利の内容は、区分地上権設定です。

区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第3条の許可は当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされているため、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいませんでした。

令和3年8月25日に受付をしております。

次に、議案第4号申請番号16番から20番についてご説明いたします。

11ページ、12ページをご覧ください。

この案件は農地に支柱や太陽光発電設備を設置するため申請されたものです。

申請地は、畑11筆で6487平方メートルの内43.43平方メートルとなっております。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設用地です。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 初めに議案第1号申請番号7番から16番について報告します。

申請地は、関宿台町字西一の畑11筆で保全管理された農地でした。

次に議案第4号申請番号16番から20番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用区域内の農地ではなく、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であることから、第1種農地であると判断されます。

計画内容は、支柱の最低地上高が2メートル、太陽光パネル設置後の高さが2.4メートル、支柱の間隔は5メートルから6メートルで設置する計画となっております。

給排水関係については、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策としては、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、許可の期間ですが、営農型太陽光発電施設は一時転用となり、当該地は第1種農地のため、3年となります。

資力及び信用についてですが、資力については、融資証明書が添付されており、営農型太陽光発電設備の撤去を含めた資力があると認められます。

また、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性において適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

営農型太陽光発電施設は太陽光発電設備の下部の農地で農業生産が適切に行われる必要があります。

作付作物はブルーベリーを予定しており、営農計画における収量は神奈川県小田原市の自社農園の実績から1アール当たり350キログラムと推計しています。

ブルーベリーの千葉県の標準収量は千葉県標準技術体系により1アールあたり100キログラム程度となっております、収量は減少しない計画となっております。

なお、営農計画については東葛飾農業事務所の普及指導員等に確認したところ、他県での実績があり、特に問題ないとの意見をいただいています。

また、一時転用許可期間中は毎年1回、農地における農作物の状況を報告することとなっております。

なお、一時転用許可期間は3年のため、期間満了後、再度一時転用許可を受ける必要があります。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

齊藤委員 ○○株式会社が畑を借りて、合同会社○○が、その地上権を設定して、合同会社○○が、支柱の部分賃借するとそういう申請ですか。

事務局 そうです。

○○株式会社が畑でブルーベリーを作るので、農地を賃借します。

合同会社○○が地上で太陽光発電施設を設置しますので区分地上権を設定、上空の権利です。

太陽光発電施設を設置しますので、支柱の部分とパワーコンディショナーを設置する部分が、一時転用申請です。

齊藤委員 一時転用3年という3年間たったら、また一時転用の許可を取るということですか。

事務局 そのとおりです。

議長 今回の案件ですが、今の委員の方では初めてだと思いますが、2年前に上空に太陽光発電施設を設置して、その下部を農地として使用するというので、桐ケ作でさつまいもを作付しているところがあります。

実際2例目になります。

他に、質疑ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第4号の申請番号16番から20番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で361平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅用地です。

令和3年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、平坦のため造成はせず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併処理浄化槽で処理後、側溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、住宅ローンに関する書類及び貸付証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号6番、7番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番、議案第4号申請番号6番、7番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください

本案は、令和3年7月21日付けで太陽光発電施設用地として農地法第5条の規定による許可を受けていますが、事業者を変更するため、計画変更承認申請が提出されたものです。

次に議案第4号申請番号6番、7番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

事業者の変更に伴い、新たに土地の権利移動が発生するため、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたものです

申請地は、畑3筆で819平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号6番、7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、伐採・転圧を行い整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、融資に関する書類が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号及び議案第4号の申請番号6番、7番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から5番、8番から15番、21番を議題とします。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で1123平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理と雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、砂利敷きにより整地し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番、2番、4番、8ページの5番、8番から11ページの16番、13ページの22番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番、2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1642平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、砕石敷きにより整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたが、譲受人の住所地の建築物が都市計画法に違反しているため、総会で審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、現地調査班からの報告のとおり、都市計画法に違反していますが、申請人より違反を解消するため、売却して撤去する旨の上申書が提出されました。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1248平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、砂利敷きにより整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を鉄パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号5番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で971平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場兼貸資材置場用地です。

令和3年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土・切土等は行わず、砕石敷き均しにて、貸駐車場兼貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番から 12 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 8 番から 12 番についてご説明いたします。

8 ページから 10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 9 筆で 3621.42 平方メートル、田 3 筆で 256 平方メートル、合計 12 筆で 3877.42 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による農地造成、表土仮置及び仮設道路です。

令和 3 年 8 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第 4 号申請番号 8 番から 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、申請地から表土を 1 メートル鋤取り、搬入土で盛土した後、仮置きした表土を盛土し、農地として使用できるように復元する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は素掘側溝、集水桝、取付管を布設し、既設排水管へ接続する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、素掘側溝等を整備する計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、事業者からの事業計画等、土地所有者からの造成後の営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、許可の期間ですが、令和4年3月31日までの一時転用許可になります。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人着席—

それでは、造成計画について、説明をお願いします。

申請人 株式会社〇〇の〇〇です。

よろしくお願ひいたします。

それでは説明させていただきます。

まず農地一時転用の場所につきましては、野田市〇〇番、他7筆で、畑6筆田2筆で1652.42平方メートルでございます。

天地返し方式を予定しておりまして、表土剥ぎ取りは1メートル、平均盛土高は1.42メートル、盛土量は3,200立方メートルです。

今回の農地造成にあたりまして、工事中仮設道路及び表土を仮置き、既設排水施設の切回し工事の許可申請を提出させていただいております。

国道16号用地内既設排水施設布設替えにつきましては、既設水路U字溝500ミリメートルを撤去して、ヒューム管900ミリメートルを敷設し、国道16号を横断している既設管1,000ミリメートルに接続して放流します。

また、農地一時転用区域の表面排水は側溝等で集水桝に集水し、取付管で流末排水施設に接続して放流します。

排水管の布設後、国道16号用地内を一部盛土して、農地造成仕上がり高との整合を図ります。

施工期間につきましては、令和3年10月1日から令和4年3月31日を予定しています。

議長 何かご質問ありますか。

宇佐見委員 埋め立てに使う土はどちらの方から搬入されるかっていうのが1点。

あと排水のことが気になっていますが、排水どっちの方に流れていくのか、現地は結構、低くなっていますので、そこに最近は大雨がよくあるので、排水計画について伺います。

申請人 まず1点目から、ご回答させていただきますが、搬入土発生場所及び盛土材の材質につきましては、発生場所は、流山市の計画防災工事の良質発生土で地質分析結果及び盛土材料試験結果について適していることを確認しています。

排水関係の方としては、現在、国道16号に既設管があります。

農地の雨水排水計画は、事業区域内に素掘り側溝、集水柵、取付管を敷設し、既設排水管へ接続し放流します。

議長 他にご質問ありますか。

—質疑なしの声—

次に、造成工事完了後の営農計画について、説明をお願いします。

申請人 土地所有者の〇〇と申します。

よろしくをお願いします。

農地ですので、農地として適正に利用します。

畑の利用につきましては、季節の野菜を考えてますが、10アール当たりの収穫予定収量で説明します。

じゃがいも680キログラム、枝豆が150キログラム、キュウリが、1500キログラムなすが960キログラム、栗を植えますので90キログラムです。10アール当たりの収量を予定しております。

議長 何かご質問ありますか。

藤井委員 鉄塔の方は、造成しないのですか。

申請人 土地の低くなっている所ですが、こちらについては今回造成工事しません。

東京電力の鉄塔の関係がありますので現状のままです。

地目は畑なんですけど、畑としての維持管理を考えています。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 317 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両・資材置場用地です。

令和 3 年 8 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 4 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、山林化した農地でした。

計画内容は、木の伐採、伐根後、碎石を敷き転圧し、車両・資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 14 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 14 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 823 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 8 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 4 号申請番号 14 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、重機により転圧を行い、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 15 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 15 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1552 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 3 年 8 月 25 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 4 号申請番号 15 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 21 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 21 番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆で 1434 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 3 年 8 月 23 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第4号申請番号21番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋立てや整地は行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号1番から5番、8番から15番、21番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 61 年 9 月 9 日から、墓地として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 8 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号「一般」の申請番号 1 番から 29 番についてご説明いたします。

16 ページ、17 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 8 月 25 日付けで、令和 3 年度第 5 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3 年の賃借権設定が畑 10 筆で 7070 平方メートル、5 年の賃借権設定が畑 19 筆で 6599.46 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の一般について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第7号「農用地利用配分計画について」の申請番号1番から6番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「中間管理」についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

野田市長より令和3年8月25日付けで、令和3年度第5次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、8年6ヶ月の賃借権設定が田1筆で500平方メートル、10年の賃借権設定が田1筆で495平方メートル、10年の使用貸借権設定が畑4筆で2250平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第7号申請番号1番から6番についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

野田市長より令和3年8月26日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「中間管理」及び議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。

次に2ページから8ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、22件受理しております。

なお、報告第1号、第2号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に9ページから13ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、2法人から報告がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施報告については記載のとおりです。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

次に16ページをご覧ください。

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。以上です。

議長 報告第4号の利用状況調査の実施結果について、農地担当の藤井委員より報告をお願いします。

—藤井委員報告—

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番、2番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

次に報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号1番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 去る8月26日に私と事務局の小田原主査で現地調査を行いました。

照会地は、耕作され、農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

運営委員会の結果について、齊藤運営委員会議長より報告をお願いします。

齊藤委員 総会前に運営委員会を開催しました。

協議事項としましては、野田市農業委員会だよりの広告掲載について、ホームページで募集したところ、岩名の会計事務所とJAちば東葛の2社からの申し込みがありました。

広告の内容について、審査したところ特に問題はないため、2社に決定しました。

以上です。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後4時19分)